

別表第1（第5条関係）

	(い)	(ろ)	(は)
	登録の区分	登録要件（公益性）	登録要件（実績等）
(1)	不動産事業者	<p>次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>ア 京都市地域の空き家相談員登録等実施要領第10条第1項の規定により相談員名簿に登録されている者（ただし、これまでに各ブロックのリーダー若しくはサブリーダーを務めた者、又は過去5年間に同要領第2条第4項若しくは京都市空き家活用・流通支援専門家派遣事業実施要領第12条の規定による報告を行った者に限る。）が所属していること。</p> <p>イ 京町家相談員登録要領第8条第2項の規定により相談員名簿に登録されている者（ただし、登録の区分が宅地建物取引士である者に限る。）が所属していること。</p> <p>ウ 新町家パートナー事業者であること。</p> <p>エ 安心すまいづくり推進事業における専門相談員としての実績がある者（ただし、不動産に関する内容で、過去5年間に相談実績がある者に限る。）が所属していること。</p> <p>オ その他市長が適当と認める事業者</p>	<p>次に掲げるいずれかふたつに該当すること。</p> <p>ア 過去3年間において、自社の所有、借上げ又は仲介物件に対して、既存住宅状況調査（宅地建物取引業法第34条の2第4号に規定する建物状況調査をいう。以下同じ。）を行ったことがあること。</p> <p>イ 過去3年間において、自社の所有、借上げ又は仲介物件に対して、耐震改修を行ったことがあること。</p> <p>ウ 過去3年間において、自社の所有、借上げ又は仲介物件に対して、省エネ改修を行ったことがあること。</p> <p>エ 過去3年間において、自社の所有又は借上げ物件に対して、リノベーション（古い建築物の機能を今の時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与する等、既存住宅の機能や価値を全体的に見直して性能を向上させる、間取り変更等を行う大規模な改修工事をいう。）を行ったことがあること。</p> <p>オ 過去3年間において、自社の所有、借上げ又は仲介物件（ただし、住宅に限る。）に対して、建築基準法第43条第2項第1号の認定又は第2号の許可を受けたことがあること。</p> <p>カ 過去3年間において、自社の所有又は借上げ物件（た</p>

		<p>だし、住宅に限る。)に対して、建築基準法第86条第2項の認定を受けたことがあること。</p> <p>キ 過去3年間において、既存住宅売買瑕疵保険（瑕疵担保法第19条第2号に規定する保険契約で、既存住宅の売買に関するものをいう。）を利用したことがあること。</p> <p>ク 既存住宅状況調査技術者（既存住宅状況調査技術者講習登録規定（平成29年国土交通省告示81号）第2条第5項に規定する者をいう。以下同じ。）である建築士（建築士法第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）又は公認 不動産コンサルティングマスター（不動産特定共同事業法施行規則第21条第3号に規定する登録証明事業による証明を受けている者をいう。）が所属していること。</p> <p>ケ その他市長が適当と認める実績</p>
(2)	建築士事務所	<p>次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>ア 京都市耐震改修促進ネットワーク会議規約第2条第4号の規定による専門家・事業者であること。</p> <p>イ 京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第2条第13号に規定する木造住宅耐震診断士等が所属していること。</p> <p>ウ 京都らしい省エネ住宅に取り組む事業者（ただし、これまでに京都省エネ住宅めぐり事業に参画した者に</p> <p>次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>ア 過去3年間において、京都市が実施する木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業に基づく派遣実績があり、かつ、耐震改修設計（地震に対する木造住宅又は京町家等の安全性の向上を目的として、耐震改修工事の設計図書及び耐震改修工事後の耐震診断書を作成する設計をいう。）を行ったことがあること。</p> <p>イ 過去3年間において、省エネ改修に係る設計（ただ</p>

		<p>限る。)であること。</p> <p>エ 京町家相談員登録要領第8条第2項の規定により相談員名簿に登録されている者（ただし、登録の区分が建築士である者に限る。）が所属していること。</p> <p>オ 新町家パートナー事業者であること。</p> <p>カ 安心すまいづくり推進事業における専門相談員としての実績がある者（ただし、建築に関する内容で、過去5年間に相談実績がある者に限る。）が所属していること。</p> <p>キ その他市長が適當と認める事業者</p>	<p>し、住宅に限る。)を行ったことがあること。</p> <p>ウ 既存住宅状況調査技術者である建築士が所属し、かつ、過去3年間において、既存住宅状況調査を行ったことがあること。</p> <p>エ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業ZEHビルダー/プランナー一覧で、ZEHビルダー/プランナーZEH普及対象の種別区分が既存改修で登録されていること。</p> <p>オ その他市長が適當と認める実績</p>
(3)	工務店	<p>次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>ア 京都市耐震改修促進ネットワーク会議規約第2条第4号の規定による専門家・事業者であること。</p> <p>イ 京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第2条第13号に規定する木造住宅耐震診断士等が所属していること。</p> <p>ウ 京都らしい省エネ住宅に取り組む事業者（ただし、これまでに京都省エネ住宅めぐり事業に参画した者に限る。）であること。</p> <p>エ 京町家相談員登録要領第8条第2項の規定により相談員名簿に登録されている者（ただし、登録の区分が大工である者に限る。）が所属していること。</p> <p>オ 新町家パートナー事業者であること。</p>	<p>次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>ア 過去3年間において、耐震改修を行ったことがあること。</p> <p>イ 過去3年間において、省エネ改修を行ったことがあること。</p> <p>ウ 過去3年間において、リフォーム瑕疵保険（瑕疵担保法第19条第2号に規定する保険契約で、住宅リフォーム工事に関するものをいう。）を利用したことがあること。</p> <p>エ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業ZEHビルダー/プランナー一覧で、ZEHビルダー/プランナーZEH普及対象の種別区分が既存改修で登録されていること。</p>

		力 その他市長が適當と認める事業者	才 その他市長が適當と認める実績
(4)	瓦・板金事業者		<p>次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>ア 一級かわらぶき技能士（職業能力開発促進法第50条第1項に規定する技能士をいう。）が所属していること。</p> <p>イ 一級建築板金技能士（職業能力開発促進法第50条第1項に規定する技能士をいう。）が所属していること。</p> <p>ウ その他市長が適當と認める実績</p>

備考

1 耐震改修とは、次の表の左欄に掲げる用途において、同表の右欄に規定する工事をいう。

木造住宅（木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。ただし、京町家等を除く。）	<p>ア 対象建築物の構造評点が耐震診断の結果1.0未満であり、耐震改修後1.0以上となる耐震改修工事</p> <p>イ 対象建築物の構造評点が耐震診断の結果0.7未満であり、耐震改修後0.7以上1.0未満となる耐震改修工事</p> <p>ウ 対象建築物の1階部分の構造評点が耐震診断の結果1.0未満から、耐震改修後1.0以上となる耐震改修工事</p>
京町家等（伝統的軸組構法により建築された木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であって、建築基準法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11	<p>ア 対象建築物の構造評点が耐震診断の結果1.0相当未満であり、耐震改修後1.0相当以上となる耐震改修工事</p> <p>イ 対象建築物の構造評点が耐震診断の結果0.7相当未満であり、耐震改修後0.7相当以上1.0相当未満となる耐震改修工事</p>

月23日)、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であったものをいう。)

2 省エネ改修とは、既存住宅の外壁、屋根・天井又は床(基礎断熱)の部位ごとに、次の表に規定する最低使用量以上の断熱材を利用する断熱改修工事をいう。

		断熱材の熱伝導率の値: λ (W/(m · K))				
		0.052~0.046	0.045~0.041	0.040~0.035	0.034~0.029	0.028 以下
最低使用量 (m ³)	屋根	7	6	5	4	3
	外壁、天井	3.5	3	2.5	2	1.5
	床	1.75	1.5	1.25	1	0.75

別表第2 (第8条関係)

	登録の区分	運営協力費の金額
(1)	不動産事業者	24,000円
(2)	建築士事務所	18,000円
(3)	工務店	24,000円
(4)	瓦・板金事業者	12,000円

※運営協力費の金額は、税別の金額